

# 2025/26 WE リーグカップ<sup>o</sup>試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、WE リーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、2025/26 WE リーグカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2025/26 SOMPO WE リーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会はグループステージおよびノックアウトステージから構成される。
- (2) 本大会にはすべての WE クラブが参加する。
- (3) グループステージは、以下の定めに従って行う。
  - ① WE クラブをAからCの3つのグループに分け、各グループ内でホーム&アウェイ方式2回戦総当たりとする。各グループの組み合わせについては、2024-25 SOMPO WE リーグ第11節終了時点での順位表の上位から順番に3クラブずつ、ポット1からポット4に振り分け、ポット毎に抽選を行い決定する。
  - ② グループステージ各グループの1位クラブおよび各グループ2位のうち成績最上位クラブが、ノックアウトステージに進出する。
- (4) ノックアウトステージは、準決勝をホーム&アウェイ方式2試合、決勝を1試合で行う。なお、組み合わせについては、グループステージ終了後に抽選を行い決定する。
- (5) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

## 第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびWE リーグが主催し、WE リーグが主管する。
- (2) WE リーグは、本大会のグループステージおよびノックアウトステージ準決勝の試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第4条〔追加登録期限と出場制限〕

- (1) 2026年3月27日までに協会への選手登録およびWE リーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。
- (2) WE クラブはグループステージの試合において既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよびノックアウトステージの試合に出場させてはならない。また、WE クラブはノックアウトステージの試合において、既に他のチームで出場した選手を、ノックアウトステージの試合に出場させてはならない。

## 第5条〔エントリー〕

- (1) グループステージにおける1チームあたりのエントリー上限人数は、選手については

18名、チームスタッフについては7名とする。

- (2) ノックアウトステージにおける1チームあたりのエントリー上限人数は、選手については20名、チームスタッフについては7名とする。

#### 第6条〔グループステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージは、90分間（前後半各45分）での試合を行う。勝敗が決定しなかった場合、PK戦（各チーム5人ずつ。勝敗が決定しない場合は、6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。

- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、PK勝利2点、PK敗戦1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第7号の順序により順位を決定する。

- ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
- ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
- ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数

上記第1号から第3号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第3号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第4号から第7号の順序により順位を決定する。

- ④ グループ内の全試合の得失点差
- ⑤ グループ内の全試合の得点数
- ⑥ 順位決定にかかわるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はPK戦
- ⑦ グループ内の全試合の反則ポイントの少ない順
- ⑧ 抽選

- (3) ノックアウトステージに進出する各グループ2位のうち成績最上位クラブの決定は、勝点合計の多いチームを上位とする。ただし、勝点が同一の場合は、以下の順によって順位を決定する。

- ① 得失点差
- ② 得点
- ③ 反則ポイントの少ない順
- ④ 抽選

#### 第7条〔ノックアウトステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) ノックアウトステージ準決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行い、勝敗が決しない場合は引き分けとする。勝者は2試合の勝利数が多いチームとする。勝利数が同じ場合は、次の順によって決定する。

- ① 2試合の得失点差
- ② 第2戦終了時に30分間（前後半各15分）の延長戦
- ③ PK戦（各チーム5人ずつ。勝敗が決定しない場合は、6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）

- (2) ノックアウトステージ決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行い、勝敗が決しな

い場合は 30 分間（前後半各 15 分）の延長戦を行う。それでも勝敗が決しない場合は PK 戦によって決定する。（各チーム 5 人ずつ。勝敗が決定しない場合は、6 人目以降は 1 人ずつで勝敗が決定するまで）

(3) 本条第 1 項第 2 号および第 2 項の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。

- ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第 33 条第 1 項第 1 号および第 2 号の定めにかかわらず、その直前の 90 分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大 6 名かつ合計 4 回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる
- ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く

(4) 本条第 1 項第 3 号および第 2 項の PK 戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。

- ① PK 戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 6 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- ② PK 戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK 戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

## 第 8 条〔順位の決定および表彰〕

- (1) WE リーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を 2 位として、別途理事会が定める WE リーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第 53 条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。
  - ① WE リーグ規約第 53 条第 1 号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）  
両チームを優勝とする。賞金は表彰規程第 7 条第 1 項および第 2 項に定める賞金の合計を折半し、それぞれ 7,500,000 円とする。
  - ② WE リーグ規約第 53 条第 2 号に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）  
責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを 2 位とする。
  - ③ WE リーグ規約第 53 条第 3 号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）  
両チームを 2 位とする。賞金は表彰規程第 7 条第 2 項の定めに従い、それぞれ 5,000,000 円とする。

## 第 9 条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WE リーグが指定した位置にWE リーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第 10 条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当等次のとおりとする。

手当等：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員
30,000 円	13,000 円	10,000 円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当等次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当等は支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当等の支払いは、次のとおりとする
  - イ. 試合途中から手当等の額の少ない職務についての場合、それまでの職務に対して前項に定めた手当等を支払う
  - ロ. 試合途中から手当等の額の多い職務についての場合、新たな職務に対して前項に定めた手当等を支払う
  - ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WE リーグ規約第 52 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当等を支払う

主審	副審	第 4 の審判員
18,000 円	7,800 円	6,000 円

- ③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WE リーグの「旅費規程」に基づいて支払う

- (3) マッチコミッショナーの手当等次のとおりとする。

手当等：20,000 円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合  
 手当等：なし  
 交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合  
 手当等：13,000 円  
 交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による
- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：20,000円

交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による

#### 第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) ノックアウトステージの試合については、WEリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第12条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- (1) グループステージおよびノックアウトステージ準決勝の試合については、出場するWEクラブがそれぞれ負担する
- (2) ノックアウトステージ決勝についてはWEリーグの「旅費規程」に基づきWEリーグが負担する。なお、旅費規程第2条第1項第1号に定める人員数は、本試合に限り29名（役員およびチームスタッフ9名、選手20名）を上限とする。

#### 第13条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

